

憲法 9 条京都の会アピール ～2024 年の年始にあたって～

2024 年が始まりました。まずは、1 月 1 日に能登半島で起きた大地震で被災された方々にお見舞いを申し上げますとともに、一刻も早く暮らしの平安を取り戻されることをお祈りいたします。

さて、昨年末から、自民党派閥が政治資金パーティの収入を政治資金収支報告書に記載していなかった、偽った記載をしていたことが問題になっています。政治資金規正法は、「政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため」、政治資金の収支を公開することで、「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与する」ことを目的としています。今回、自民党派閥は政治資金収支を隠し偽ったのですから、民主政治の発達を阻害したものだといえるでしょう。決して許される問題ではありません。また、ノルマを超えて販売した議員にはキックバックがなされていたことも明らかになりました。問題は、たとえば安倍派では総額が 6 億円近くに上ると報じられている「裏金」が何に使われていたかです。柿沢未途氏のように買収容疑で起訴された自民党議員がいることから「票を買っていた」疑いすらあるのです。徹底的に調査され明らかにされなければなりません。派閥の解散で済む問題ではないのです。私たちとしては、この問題の真相解明とともに、「金の力で動く政治」を改める仕組みを求めていかなければなりません。

ところが岸田政権は、このような政治・社会状況や国民の思いがどうであろうとお構いなしに、改憲と大軍拡の動きを進めています。岸田首相は、1 月 4 日の年頭記者会見で、「憲法改正の実現に向けた最大限の取り組みも必要だ」「自分の総裁任期中に改正を実現したい」「今年は条文案の具体化を進め、党派を超えた議論を加速していく」と語っています。いま、明文改憲として最も狙われているのが、緊急事態時の国会議員の任期を延長するという改憲案で、昨年 12 月の衆院憲法審査会ではその条文案を起草する作業部会の設置が提案されました。なぜ、この改憲案が急がれているのか。その理由は、改憲派議員内で合意が得やすいからというもので、国民の意思とは全く無関係です。しかもこの改憲論の本質は、内閣や国会多数派の決定で、「戦時」を含む緊急事態時には選挙をしない、裏返せば国民に選挙権を行使させない、国民を政治から排除するというものです。いま、政治家への国民の不信が高まっているなかで、国民の選挙権を行使させない改憲論など、到底許すことはできません。この改憲論の本質を大いに広げることによって、国民の力で明文改憲を断念させましょう。

もう一つ、非常に重大なのが、2022 年 12 月に閣議決定された「安保三文書」に基づいて、岸田政権が「安全保障政策の大転換」を着々と進めていることです。戦後日本は、憲法 9 条をめぐる激しい議論のなかで、1960 年代から 70 年代にかけて「専守防衛」という大原則を確立しました。「専守防衛」のもと、①自衛隊は海外出動を行わない、②

集団的自衛権は行使できない、③対外攻撃用の装備をもつことはできない、④武器輸出は禁止する、⑤軍事費は GDP 比 1%の水準とする、としたのです。それゆえ、政府自身も「平和国家」だと称してきました。ところが周知の通り、①は 1990 年代に、②は安倍政権下の 2015 年に破られました。そして「安保三文書」は、③④⑤を踏みにじり「専守防衛」「平和国家」から離脱しようというもので、それがいま、実行されているのです。岸田政権は、昨年 12 月 22 日に 2024 年度予算案を閣議決定しました。そこでは、軍事費に昨年度比 17%、1.1 兆円増の 7 兆 9496 億円を計上しました。とりわけ、「12 式地对艦誘導弾」の能力向上型の取得に 961 億円を計上するなど敵基地攻撃能力の保持に力を入れています。また、昨年 12 月には「防衛装備移転三原則」の運用指針の改定を閣議決定し、弾薬や戦闘機といった殺傷兵器の輸出解禁を本格化します。もはや日本は、「専守防衛」の「平和国家」とは言えない国になっていっているのです。「軍事国家」化は、具体的・現実的に迫ってきています。沖縄辺野古の新基地建設工事が着工されるなど、沖縄・南西諸島の出撃拠点化と要塞化が進んでいます。京都でも陸上自衛隊祝園分屯地や海上自衛隊舞鶴基地に、弾薬庫を新設する準備が進められています。弾薬庫は攻撃対象となるため、京都も戦場になりうるのです。私たちとしては、身近で進む「軍事国家」化の動きを正確につかみ、その問題性を広く発信していかなければなりません。

世界ではウクライナやガザで、戦争が続いています。戦争は、人間の生命と尊厳を奪い、環境を破壊し、経済を狂わせます。そして一度戦争を始めると、終えることが極めて難しい。このことを、これら戦争は私たちに教えています。日本国憲法は前文で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」と述べています。ウクライナの人も、ガザの人もロシアの人も平和のうちに生存する権利を有していると、私たちは憲法前文で確認しているのです。また、憲法 9 条は、戦争を放棄するとともに戦力を保持しない、と定めています。どんなことがあっても戦争はしない、これが日本国憲法の立場なのです。この立場を生かすことこそ、いま求められているのではないのでしょうか。「台湾有事」がしばしば語られますが、「台湾有事」に日本は、憲法 9 条に基づいて軍事的にはかかわらないと宣言することによって、戦争を防ぐことができるのではないのでしょうか。日本政府には、世界での戦争をとにかく停める、防ぐ役割を果たさせなければなりません。

2024 年、今年も憲法 9 条の価値をおおいに語っていきましょう。

2024 年 1 月 憲法 9 条京都の会